

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 24 年度
条 例 名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例		
条 例 番 号	平成 18 年神奈川県条例第 69 号	法 規 集	第 8 編第 7 章第 5 節
所 管 課	保健福祉局保健医療部保健予防課		
条 例 の 概 要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づく改善命令を受けて 5 年以内の精神科病院又は改善が認められない精神科病院に対する任意入院者の症状等に関する報告義務に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	精神科病院入院患者のうち、措置入院患者及び医療保護入院患者と異なり法による定期病状報告が義務づけられていない任意入院者について、改善命令を受けた精神科病院における適切な処遇を確保するために、本条例に基づき報告を提出させ、必要な審査等を行う必要がある。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例による報告は、知事の求めに応じ、神奈川県精神医療審査会において入院の要否が審査されるほか、必要に応じ入院者からの意見聴取や委員による診察、管理者等からの報告、診療録等の提出や審問が可能となることから、精神科病院に対し任意入院患者への不当な処遇を防ぐ抑止力として有効性は高い。	
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例に基づき、任意入院者の報告が提出された場合は措置入院患者、医療保護入院患者の定期報告を審査する既存の神奈川県精神医療審査会において審査されることから、審査体制は確保されており、新たに審査体制を設定する手間やコストは発生しない。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	かながわグランドデザインプロジェクトの一つである「こころといのちを守るしくみづくり」において精神科医療体制の整備充実が位置づけられているとおり、増加傾向にある精神疾患をもつ患者が適切な医療を受けられることは県政の方向性として示されており、本条例はこの方向性に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	本条例は、法第 38 条の 2 第 3 項に位置づけられているものであり、適法である。	
	その他		
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	現状の内容が県政の方向性に適合し、必要性、有効性の高い内容であるため。		
次回見直し予定	平成 29 年度	見直し規定の有無	(有) 無